

プロフィール

弁護士
大原
義隆



- 2016年12月 弁護士登録/ 都内企業法務系事務所入所
- 2019年12月 横浜市内・相続不動産系法律事務所入所
- 2021年7月 林間国際法律事務所開設

ご挨拶

当事務所は、日頃から顧問先企業様のご事情やご様子をお伺いし、気になる点があれば事前にトラブル発生の予防や対策のご提案を、また、有事の際には杓子定規ではない会社様ごとの事情に即した解決案をご提案します。会社経営の「相談役」をお探しであればぜひ当事務所にお声がけください。

事務所概要

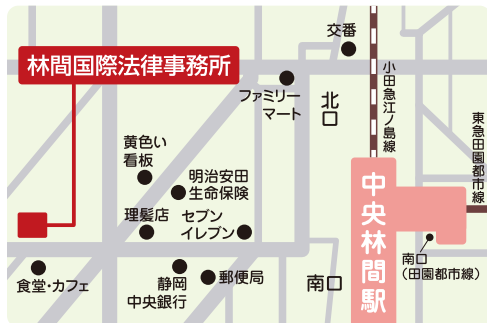
事務所名 林間国際法律事務所

代表弁護士 大原義隆 (神奈川県弁護士会所属第54233号)

所在地 〒242-0007 神奈川県大和市中央林間3-13-4 リベラ林間1階

電話番号 046-204-4207

営業時間 平日10時～18時 ※土日祝日・早朝・夜間は要相談



- 1 小田急線「中央林間駅」南口のサンマルク(カフェ)を右手に出て、道なりに進む。
- 2 右手にセブンイレブンが見える道を更に直進。
- 3 理髪店を越え直進し、到着。



※お車でお越しの方はセブンイレブン近くにある左右のコインパーキングをご利用ください。

顧問弁護士 サービスの ご案内

トラブルの予防・有事の際の対応等
貴社の「かかりつけ弁護士」としてお役に立ちます



RINKANKOKU INTERNATIONAL LAW OFFICE

林間国際法律事務所



<https://rinkoku-law.com/>

QRコードより簡単アクセス

貴社を知ること、貴社の未来に繋がるサポートを

「弁護士は必要な時に相談すればよい」というお考え等もあろうかと思われま
しかし、いざ弁護士に依頼する必要がある場合、時間がない中で、会社の事業や対応方針
に適した弁護士を最初から探す労力的、精神的な負担は非常に大きく、対応が後手に回っ
てしまう可能性もあります。

また、弁護士としても、初めてご依頼いただく場合には、企業様ご
との異なる特徴・ご事情について把握ができていない状態のため、個別具体的なご提案をすることが難しい場合もございます。
顧問弁護士の場合、常日頃からコミュニケーションをとることで、
会社の特徴・ご事情について把握できていることから、会社の特徴・ご事情に合った、よりの確で適切なご提案が可能となります。



当事務所の主な定期相談(顧問)サービス内容

- 1 無料法律相談対応(※対応上限時間内)
- 2 契約書等各種文書チェックの無料対応(※対応上限時間内)
- 3 書面(契約書、通知書等)作成の無料対応(※対応上限時間内)
- 4 報酬金額のご優遇(定期相談(顧問)サービス内で対応できない案件等)



サービス
ご利用料

個人のお客様 **5,500円[税込]~**/月

法人(個人事業主)のお客様 **11,000円[税込]~**/月

※当事務所はサービス内容のカスタマイズ
サービスを提供しております。左記の金額は
不要なサービスを全て落とした場合の、最低
サービスご利用料となります。一般的なパッ
ケージのサービスご利用料等の詳細につい
ては、当事務所までお問い合わせください。

※上記サービス以外も、お客様とご相談させていただき、ご事情に合ったサービスをご提供いたします。



+ 当事務所の3つのポイント

① 相談しやすい雰囲気

当事務所はちょっとしたお悩みや
不安も相談できる「街角なんでも相
談所」です。
アットホームな雰囲気ですので、お
気軽にご相談ください。

② 会社内部からのサポート経験

会社内部から会社経営をサポート
した経験から、弁護士としての理論
的な観点からだけでなく、会社側の
現場のご事情・ご都合の観点も踏
まえて解決策をご提案いたします。

③ 中国語対応も可能

中国語による対応も可能なため、**中
華圏にクライアント様をお持ちの
場合や中華圏に関連するお悩みが
ある場合でも、法務サービスをご
提供することが可能です。**

顧問弁護士のサポートをお勧めする主な業務内容

1 契約書・社内規程のチェック・作成

お取引先が作った契約書には一方的に有利な契約条項が盛り込まれていることも
あるため、可能であれば修正を行い、修正が難しい場合にはリスクを予め把握し、取
り得る対応や準備を事前に検討することが重要です。
(取引先から契約書が提示されない場合は、当方側のリスクを減らした契約書を作
成することも可能です) また、就業規則を始めとする社内規程の整備も重要です。
毎年の法改正に合わせて社内規程を更新することは大変な負担となりますが、顧
問弁護士を法務部の代わりとして社内規程の更新確認を行うことも可能です。



特徴 当事務所ではAIシステム「Legal Force」を採用しています

AIによる契約書等レビューシステムを導入し、契約書・社内規程確認業務を行うことで、従
来の弁護士×AIによるダブルチェック体制が実現し、貴社へ、より迅速で高品質なサービス
を提供することが可能となっております。
迅速かつ高品質な契約書・社内規程のチェックが必要な場合はぜひ、ご利用ください。

2 従業員との労務トラブル

近年では、従業員と事業者との間で、未払い残業代
問題、解雇トラブル、パワハラ・セクハラを始めとす
るハラスメントトラブルが増えるケースが増え
ております。
これらの事件では、場合によっては事業者側が数百
万円単位の支払義務を負うこともあります。
特に中小企業や個人事業主にとっては、会社運営に
与える影響が大きい
ため、事前の職場環境の
改善・日常における労
務管理が非常に重要と
なります。



3 債権回収

債権の回収は事業の資金繰りに直結する非常に重要な問題と
なるため早期の解決が必要となります。
既に回収を図っている場合(内容証明郵便を何度も送付してい
る等)でも、弁護士が会社の代理人として交渉することでプレ
ッシャーを与えることができ、任意の支払いに応じる可能性
が高くなる場合があります。
また相手方に支払う見込みがないような場合には、速やかに訴
訟等の次の手を打つことが可能となります。
なお、債務者が財産の隠匿等を図る恐れや他債権者との競合
が生じる恐れがある場合には、債権回収の可能性を上げるため
に、訴訟に先立ち仮差押等を行うことを検討する必要がある
ため、やはり早期にご相談いただくことをお勧めいたします。

4 セカンドオピニオン

他の専門家と同様に、弁護士にも得意分野・不得意分野というものが存在します。
そのため最近では弁護士も、医師の世界のように、既に顧問契約を締結している弁
護士とは別の弁護士の意見も聞いたうえで、最も納得できる方針や説明を提案した
弁護士に依頼するというケースも増えております。
大切な事業を守る上では、慎重に、万全を期するということがとても重要ですので、
ぜひ、複数の弁護士の意見を聞く「弁護士のセカンドオピニオン」をご活用ください。

